

平成 30 年度の部会構成について

協議会における協議事項

1. 公共交通ネットワークの強化に関すること
2. 公共交通の利用の促進に関すること
3. 公共交通空白地域等への対応に関すること
4. 地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関すること
5. その他利便性の高い公共交通を実現するために必要な事項に関すること

(熊本市公共交通協議会規則 第 2 条)

<平成 30 年度協議会体制 (案) >

協議会は、会長が必要があると認めるときは、協議事項に係る専門的な事項を調査研究をするための専門部会を置くことができる。(熊本市公共交通協議会規則 第 8 条)

1. 基幹公共交通部会

- 基幹公共交通の機能強化について
 - ・ 市電の機能強化策の検討

2. バス路線網再編部会

- 公共交通網形成計画の実施に関することについて
 - ・ バス路線網の再編、競合路線の改善の検討
 - ・ バス路線の評価検討とその活用について

3. 利用促進・コミュニティ交通部会 (旧コミュニティ交通部会)

- 公共交通の利用促進について
 - ・ 新たな利用促進策の検討
- コミュニティ交通について